

<個別案件確認票（組織委員会）>

組織委員会担当確認 2019年12月4日

東京都作業部会確認 2019年12月17日

事業名 家具・什器・備品（FF&E）の調達

案件名 競技会場等における鉄柵の調達（その3）

競技会場及び関連施設における FF&E（家具・什器・備品）の調達（柵関係）

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		本事業は、東京2020大会において共通して必要とされるFF&Eを調達するために、必要な事業である。よって、大会に必要な経費として、平成29年5月31日の大枠合意に基づき、パラリンピック経費については、組織委員会、東京都及び国がそれぞれ2：1：1の割合で負担する事項と考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、東京2020大会におけるFF&E調達のために必要な事業であり、大会運営に必須の事業である。	
	効率性	本事業は、各FAが共通して必要とするFF&Eを一括調達することで効率的な発注を行うことができる。使用実態を踏まえた発注内容の精査などの経費削減を行っており、効率性について配慮している。	
	納得性	本事業は、競争入札により請負業者を決定するため、一般的な市場価格からしても適正である。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本事業は、東京2020大会において使用するFF&E提供のために必要な業務である。経費の中身も事業費のみであり、公費負担の対象として適切といえる。 現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため、組織委員会予算の執行とする。	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。